

コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議の設置について

令和 3 年 3 月 2 6 日
総合教育政策局長決定
令和 3 年 4 月 2 日一部改正

1. 趣旨

学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）は平成 16 年に法制化され、その後平成 29 年の法改正により、その設置が教育委員会の努力義務となったことから、その設置数は着実に増加するとともに、保護者や地域住民の学校運営への参画や地域と学校が連携・協働した取組が行われるなど、一定の定着が見られている。

一方、設置が努力義務であることを踏まえると更なる設置促進の検討が必要であるが、その際、コミュニティ・スクールは学校や地域をとりまく様々な課題を解決するためのプラットフォームとなりうること、社会教育法に規定される地域と学校がパートナーとして共に子供たちの成長を支える地域学校協働活動との一体的推進が重要であることを踏まえる必要がある。また、コミュニティ・スクールを始めとした地域と学校の連携・協働体制の在り方や進捗に地域や学校種の差があることなどが課題となっている。

平成 29 年の法改正の際、附則において施行後 5 年を目途としてその在り方について検討を加えるものとされていることから、これらのコミュニティ・スクールを取り巻く状況を踏まえ、今後の学校運営協議会の活動の充実及び設置の促進を図る観点から、コミュニティ・スクールの在り方について外部有識者の協力を得て検討を行う。

2. 会議検討事項

- (1) コミュニティ・スクールの在り方について
- (2) コミュニティ・スクールの設置促進、活動の充実について
- (3) その他、地域と学校の連携・協働に関することについて

3. 実施方法

- (1) 別に委嘱する委員の協力を得て、上記 2 に掲げる事項について検討を行う。
- (2) 必要に応じ (1) 以外の者にも協力を求めるほか、幅広く関係者の意見を聴くものとする。

4. 実施期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までとし、必要に応じて延長する。

5. その他

- (1) 会議の庶務は、関係局課の協力を得て総合教育政策局地域学習推進課において処理する。
- (2) この決定に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項については、必要に応じ会議に諮って定める。